

# 法令および定款に基づく インターネット開示事項

## 会社の体制および方針 連結株主資本等変動計算書 連結注記表 株主資本等変動計算書 個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)



株式会社 三社電機製作所

法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sansha.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

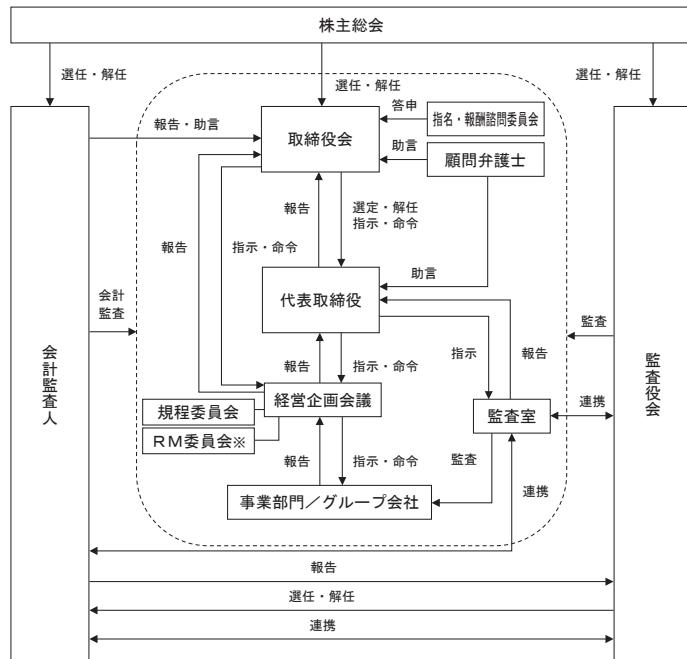
## 会社の体制および方針

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方は、経営理念を基本としております。

時代がどのように変わろうとも、当社の最も重要な社会的責任は、メーカーとして社会に価値ある「モノづくり」にあります。「モノづくり」を通じ、お客様の満足を実現し、利益を生み出すことで、企業の持続的成長があるとの視点に立ち、全てのステークホルダーと良好な関係を築き、発展していくことを目指しております。

## コーポレート・ガバナンス体制（模式図）



#### ※ リスクマネジメント委員会

## II. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、当社では2006年5月22日に開催された取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決定し、その整備に努めてまいりました。また、2015年3月25日に開催された取締役会において、会社法等の関係法令の改正を踏まえた変更を行ったうえで、当該体制を継続することを決定いたしました。

### 1. 取締役ならびに従業員の職務執行の適法性を確保するための体制

- ・当社グループは、コンプライアンスを法令・定款・社内規範・企業倫理・社会的規範の遵守と定義し、当社グループの役員および従業員を対象に「三社電機グループ行動基準」を制定して、その遵守を図っております。
- ・当社は「コンプライアンス規程」において、当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築とその徹底、推進ならびにコンプライアンスに関する重要事項の検証をリスクマネジメントの一環と定義し、当社グループ全体のコンプライアンスに関する統括責任者をリスクマネジメント委員長（＝経営管理部門責任者）と定めて、コンプライアンス経営を推進しております。
- ・経営管理部門は当社グループ全体のコンプライアンス推進・統括を担い、当社グループの役員および従業員に対する教育・各部門への指示などを行っております。
- ・内部通報制度として「企業倫理ホットライン規程」を設け、法令違反やコンプライアンスに関する疑義について当社の役員および従業員が情報提供・相談できる仕組みを構築しております。

### 2. 取締役の職務執行に関する情報の保存と管理に関する体制

- ・当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録の法定作成文書をはじめ、各種委員会・会議等の議事録、決裁書類等の取締役の職務執行に係る情報を「文書管理規程」に基づいて保存しております。同規程では保存する文書とその期限、主管部署など詳細を定めております。

### 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社はリスクマネジメント委員会において、当社の事業活動推進にあたって想定されるリスクに対して対応方針・具体的対策を審議して各部門へ指示を行うこととしております。特に品質問題については、事業ごとに設置された品質管理部門が各事業の品質保証業務を横断的に管理し、迅速かつ正確に問題の解決を図ることとしております。

- ・当社グループ全体のリスクマネジメントに関わる統括責任者として、経営管理部門責任者を選任し、統括責任者を委員長としたリスクマネジメント委員会を定期的に開催することで当社全体のリスクを一括して管理する活動を推進し、定期的にその活動内容を取締役会に報告することとしております。

#### 4. 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- ・中期経営計画を策定し全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき施策を効率的に策定できる体制を構築しております。
- ・経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「取締役職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会および経営企画会議等の会議体を経て意思決定を行うことで職務の適正性を確保しております。
- ・執行役員制度を導入することにより経営の意思決定、監督と職務執行の機能を分離し、取締役の機能強化ならびに職務の効率性を確保しております。

#### 5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・子会社の取締役は、営業成績、財務状況など当社から指定された経営に関する重要事項について月次で報告するとともに、子会社の経営に重大な影響を及ぼす事故もしくは事件が発生または発生を予見した場合には、直ちに当社の経営管理部門責任者にその内容を報告することとしております。

#### 6. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

- ・経営管理部門は「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ経営の運営管理制度の立案・推進を行っております。
- ・子会社業務に対する支援業務および管理業務は「関係会社管理規程」に基づき、経営管理部門統括責任者が子会社と協議の上、適切な当社部門を指名し支援にあたらせております。

#### 7. 監査役の職務を補助する従業員に関する事項および当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役会よりその職務を補助すべき使用人をおくことを求められた場合、「内部統制システム規程」に基づき、監査役会と協議のうえ、適任者を選定して監査役会の承認を得て当該使用人を任命することとしております。
- ・監査役の職務を補助する従業員の人事評価は監査役会が行うものとし、取締役等からの独立性を確保することとしております。

## 8. 監査役への報告に関する体制

- ・監査役は取締役会への出席のみならず、その他の重要会議への出席権限を有し、取締役および使用人は、当社経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事項については、当該会議において監査役に報告するほか、緊急を要する場合にはその都度監査役に報告することとしております。また、監査役は必要に応じていつでも取締役ならびに使用人に対して報告を求めることができます。
- ・監査役会は「監査役会規程」に基づき、取締役に対して取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制の整備を要請できることとしております。
- ・「企業倫理ホットライン規程」に基づき、監査室に対する内部通報については適宜その内容・調査結果などを監査役に報告することとしております。

## 9. 監査役監査の実効性確保のための体制

- ・監査役会は期首に年間の「監査役監査計画」を作成し、その内容を取締役会において説明し効率的な監査を進めるとともに、定期的に代表取締役と意見交換を行うこととしております。

## 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社グループは、財務報告の信頼性・適正性を確保するため、金融商品取引法および関連する法令を遵守し、内部統制システムの有効性を継続的に評価・検証し、必要に応じ是正を行うこととしております。

## 11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- ・当社グループは、反社会的勢力に対しては組織として対応し、毅然とした姿勢で断固として拒絶することとしております。
- ・「三社電機グループ行動基準」において、反社会的勢力との関係排除に向けた基本姿勢を明記しており、役員・従業員に周知徹底を図るほか、反社会的勢力による不当要求等がなされた場合に備え、日常より所轄警察署、企業防衛対策協議会、暴力追放推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築しております。また、これらの外部専門機関等が実施する研修会等に積極的に参加し、反社会的勢力に関する最新の情報を入手するよう留意しております。

### III. 内部統制システムの運用状況の概要

当社グループの内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

#### 1. 取締役の職務執行の適正性・効率性に関する運用状況

- ・取締役 7名（うち社外取締役 2名）および監査役 3名（うち社外監査役 2名）は、毎月開催される定時取締役会および必要に応じて開催する臨時取締役会（当事業年度は 2回開催、このほか書面決議が 1回）に出席し、重要事項の決定および業務執行状況の監督を行いました。
- ・業務執行責任者が出席する経営企画会議を毎月開催し、稟議事項およびその他の報告事項について事前に検討し、取締役会の効率性を高めております。
- ・取締役会の実効性を高め、企業価値の向上を図ることを目的として、取締役会全体の実効性に関する自己評価をアンケート方式にて行いました。その概要は以下のとおりであります。なお、取締役会は、下記評価結果を受け、今後も継続して取締役会の実効性向上に取り組むことを確認いたしました。

##### (1) 実施方法：アンケート方式

取締役会の構成・役割・運営や戦略・方向性の設定、内部統制システムなど50問

##### (2) 実施日：2019年12月25日～2020年2月26日

##### (3) 評価結果

2019年6月開催の定時株主総会において、新たに社外取締役が1名選任されたため、取締役会の構成は改善されました。また、取締役会資料の配布時期について改善は見られたものの、社外役員に対する情報提供の充実については課題が残りました。

#### 2. コンプライアンス体制に関する運用状況

- ・当事業年度は、「三社電機グループ贈収賄等腐敗行為防止に関する基本方針」を定め、腐敗防止活動の強化に努めました。
- ・集合研修やイーラーニングを活用したコンプライアンス研修を実施するほか、11月をハラスメント防止強調月間と定め、職場討議を実施するなど職場コミュニケーションを活性化することでハラスメントの防止に努めました。
- ・反社会的勢力対策としては、新規取引先について反社会的勢力調査を行い、反社会的勢力との関りを防止しております。また、企業防衛対策協議会に参加し、所轄警察署との連携を深めております。

### 3. リスク管理体制に関する運用状況

- ・当社は、「リスクマネジメント規程」を制定し、経営リスクに対して適切に管理・対策が行われるよう努めております。当事業年度は、リスクマネジメント委員会を毎月開催し、リスクについてその対応状況を検証いたしました。さらに、当事業年度は、各部署の責任者で構成するワーキンググループを設置し、各職場でのリスクを改めて抽出するとともにその対応策について検証を行いました。
- ・当社グループは、大規模震災発生時の連絡手段の確保のため安否確認システムを導入しており、当事業年度は訓練を2回実施いたしました。

### 4. グループ会社の業務の適正性に関する運用状況

- ・グループ会社の重要事項については、グループ会社との事前協議または事前報告を通じて意思疎通を図るとともに、担当役員が当該会社の状況を取締役会に報告しております。
- ・当事業年度は、海外を含めた全子会社に対し、内部監査部門と連携して監査役の往査による監査役監査を実施いたしました。
- ・当事業年度は、海外子会社の取締役会および董事会に関する規程ならびに稟議決裁についての規程の見直しを行いました。

### 5. 監査役に関する運用状況

- ・監査役3名（うち社外監査役2名）は、取締役会、その他重要な会議へ出席し、意見交換を行いました。
- ・監査役会は、事前に監査計画を立案して計画的な監査を実施するとともに、監査室と連携して、内部統制活動の実施状況の検証を行いました。また、会計監査人と定期的にミーティングを実施し、決算情報のほか、会計監査、リスクおよび内部統制の状況等について情報を共有し、効果的な監査業務を遂行いたしました。

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)

(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,774	2,698	15,000	△849	19,623
当期変動額					
剰余金の配当			△367		△367
親会社株主に帰属する当期純損失			△680		△680
自己株式の取得				△75	△75
連結子会社の決算期変更に伴う変動額			23		23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△1,025	△75	△1,101
当期末残高	2,774	2,698	13,975	△925	18,522

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	為替調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	51	185	92	328	19,952	
当期変動額						
剰余金の配当						△367
親会社株主に帰属する当期純損失						△680
自己株式の取得						△75
連結子会社の決算期変更に伴う変動額						23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△47	△177	△137	△361	△361	
当期変動額合計	△47	△177	△137	△361	△1,463	
当期末残高	3	7	△45	△33	18,489	

## 連結注記表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 1) 連結子会社の数	8社
2) 連結子会社の名称	サンレックスコーポレーション サンレックスリミテッド サンレックスアジアパシフィックPTE. LTD. 三社電機（上海）有限公司 三社電機（広東）有限公司 株式会社三社ソリューションサービス 株式会社三社電機イースタン 東莞伊斯丹電子有限公司
(2) 非連結子会社	該当事項はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

従来、連結子会社のうち決算日が12月31日である、三社電機（上海）有限公司、三社電機（広東）有限公司、東莞伊斯丹電子有限公司は同日現在の計算書類を利用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について必要な調整を行っておりましたが、より適切な経営情報の把握を行うため、当連結会計年度より、連結決算日に仮決算を行う方法に変更しております。

なお、当該連結子会社の2019年1月1日から2019年3月31日までの損益については、利益剰余金の増減として調整しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### （1）重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、また売却原価は移動平均法により算定しております。)

###### 時価のないもの

移動平均法による原価法

###### 2) デリバティブ

時価法

### 3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品	半導体素子	：原価基準（総平均法）
	電源機器	：原価基準（個別法又は総平均法）
原材料		原価基準（先入先出法）

なお、子会社のうち株式会社三社電機イースタン、東莞伊斯丹電子有限公司の評価方法は次の方法を採用しております。

商品及び製品、仕掛品、原材料	電源機器	：原価基準（総平均法）
----------------	------	-------------

（連結貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

### （2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	会社基準による合理的な耐用年数（半導体製造設備については法人税法に定める耐用年数の概ね7割、他の有形固定資産については概ね8割の耐用年数）を設定し、定額法で償却を行っております。
----------------------	---

なお、子会社のうち株式会社三社電機イースタン、東莞伊斯丹電子有限公司は税法に定める耐用年数による定額法で償却を行っております。

無形固定資産 (リース資産を除く)	ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法で償却を行っております。
----------------------	---

リース資産	所有権移転ファイナンス・リース取引については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
-------	--

### （3）重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、過去の貸倒発生率及び債権の個別評価に基づいて回収不能額を見積もり計上することとしております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
製品保証引当金	製品の無償補修にかかる支出に備えるため、過去の無償補修実績を基礎として無償補修費見込額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算しており、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

3) 小規模企業等における簡便法の採用

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の一部の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

のれんの償却方法及び期間

消費税等の会計処理

## II. 会計方針の変更に関する注記

当社グループのIFRS適用子会社は、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」を適用しております。当該会計基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を適用しております。なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微です。

## III. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 15,887百万円

## IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 14,950,000株

### 2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月27日 取締役会	普通株式	254百万円	18円	2019年3月31日	2019年6月5日
2019年11月5日 取締役会	普通株式	113百万円	8円	2019年9月30日	2019年12月3日

### 3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	70百万円	5円	2020年3月31日	2020年6月11日

## V. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額 (*1)
(1) 現金及び預金	4,659	4,659	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,217	6,217	—
(3) 電子記録債権	1,247	1,247	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	34	34	—
(5) 支払手形及び買掛金	(2,318)	(2,318)	—
(6) デリバティブ取引 (*2)	(0)	(0)	—

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で表示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額1百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## VI. 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,316円15銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 48円22銭    |

## VII. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)  
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											主本計					
	資本金	資本		利益剰余金							自株	自己式	株資合				
		資本	準備	利	益	建	物	土	地	別	途	繰	利	越	益	金	計
		資本	準備	利	益	建	物	土	地	別	途	繰	利	越	益	金	計
当期首残高	2,774	2,698	325	29	301	3,400	7,685	11,742	△849	16,365							
事業年度中の変動額					△1						△367	△367					△367
剰余金の配当											1	—					—
建物圧縮積立金の取崩											△869	△869					△869
当期純損失																△75	
自己株式の取得																△75	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)																	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△1	—	—	△1,235	△1,236	△75	△1,312							
当期末残高	2,774	2,698	325	28	301	3,400	6,450	10,505	△925	15,053							

	評価・換算等差額	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	
当期首残高	51	16,417
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△367
建物圧縮積立金の取崩		—
当期純損失		△869
自己株式の取得		△75
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△47	△47
事業年度中の変動額合計	△47	△1,360
当期末残高	3	15,056

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、また売却原価は移動平均法により算定しております。)
時価のないもの	移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品	半導体素子 : 原価基準（総平均法） 電源機器 : 原価基準（個別法又は総平均法）
原材料	原価基準（先入先出法） (貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	会社基準による合理的な耐用年数（半導体製造設備についてでは法人税法に定める耐用年数の概ね7割、他の有形固定資産については概ね8割の耐用年数）を設定し、定額法で償却を行っております。
無形固定資産 (リース資産を除く)	ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法で償却を行っております。
リース資産	所有権移転ファイナンス・リース取引については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、過去の貸倒発生率及び債権の個別評価に基づいて回収不能額を見積もり計上することとしております。

#### 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### 製品保証引当金

製品の無償補修にかかる支出に備えるため、過去の無償補修実績を基礎として無償補修費見込額を計上しております。

#### 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

#### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。なお、一部の制度は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

##### 1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度から費用処理しております。

### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法	原則として繰延ヘッジ処理によっております。
	ヘッジ手段とヘッジ対象	なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。
	ヘッジ方針	外貨建金銭債権債務を対象に為替予約を行っております。
	ヘッジ有効性評価方法	当社所定の取引管理基準に基づき取引額の範囲内で予約を行うことにより為替変動リスクをヘッジしております。
6. 退職給付に係る会計処理		為替予約の締結時にリスク管理方針に従って外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当でているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。
7. 消費税等の会計処理		退職給付に係る未認識敷数計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。 税抜方式により処理しております。

## II. 貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	14,802百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	685百万円
3. 関係会社に対する長期金銭債権	2,234百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債務	291百万円

## III. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する売上高	3,273百万円
2. 関係会社からの仕入高	1,381百万円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高	373百万円

## IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	902,122株
------	----------

## V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	260百万円
減価償却超過額	319百万円
棚卸資産評価損	191百万円
賞与引当金	80百万円
未払役員退職慰労金	118百万円
未払費用	36百万円
未払事業税	9百万円
製品保証引当金	16百万円
受注損失引当金	7百万円
減損損失	21百万円
投資有価証券評価損	20百万円
資産除去債務	14百万円
退職給付引当金	3百万円
その他	42百万円
繰延税金資産小計	1,144百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△260百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△777百万円
評価性引当額小計	△1,038百万円
繰延税金資産合計	105百万円

### 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△145百万円
その他有価証券評価差額金	△1百万円
前払年金費用	△49百万円
繰延税金負債合計	△196百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△91百万円

## VI. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	三社電機(上海)有限公司	所有直接100%	当社製品の販売役員の兼任	製品の販売(注)1	1,451	売掛金	282
子会社	三社電機(广东)有限公司	所有直接100%	当社製品の販売役員の兼任	製品の販売(注)1	373	売掛金	24
子会社	株三社電機イースタン	所有直接100%	資金の貸付役員の兼任	資金の貸付利息の受取(注)2	481 12	貸付金	2,396

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品の販売については、市場価格を勘案して取引価格を決定しております。
2. 資金の貸付の取引金額は、貸付額から返済額を控除して表示しております。なお、貸付金利は市場金利を勘案して決定しております。
3. 取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

## VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,071円83銭  
2. 1株当たり当期純損失 61円55銭

## VIII. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。